

資料 14 騒音規制法第 2 条第 3 項の政令で定める建設作業に係る特定建設作業一覧

作 業	作 業
1 くい打機（もんけんを除く。）くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業。	くい打機をアースオーカーと併用する作業を除く。
2 びょう打機を使用する作業	
3 さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15 kw 以上のものに限る。）を使用する作業	さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5 コンクリートプットン（混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプットン（混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業	モルタルを製造するためにコンクリートプットンを設けて行う作業を除く。

資料 15 振動規制法第 2 条第 1 項の政令で定める特定施設一覧

- 1 金属加工機械
 - (イ) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - (ロ) 機械プレス
 - (ハ) せん断機（原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る。）
 - (ニ) 鍛造機
 - (ヒ) ワイヤークマノン（原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。）
- 2 圧縮機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る。）

- 5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が295キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
- 6 木材加工機械
 - (イ) トムバーカー
 - (ロ) チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
- 7 印刷機械（原動機の定格出力が22キロワット以上のものに限る。）
- 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
- 9 合成樹脂用射出成形機
- 10 鋳造型機（シット式のものに限る。）

資料 16 振動規制法第2条第3項の政令で定める特定建設作業一覧

- 1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
- 4 フレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

資料 17 公害関係事犯検挙状況

(昭和 62 年 1 月～ 12 月)

署別	法令法 処 理	廃棄物		水濁法		砂 利 採取法		河川法		と 畜 場 法		自 然 公 園 法		漁 業 法 等		海 岸 法		へい 鬱 処 理 法		自然環 境保全 条 例		合 計		前 年 同 期			
		件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
		岩美	3	3										1	2										4	5	
鳥取	2	2																					2	2	6	6	
郡家	2	2																					2	2	5	5	
智頭	5	5					2	2						6	6								13	13	4	8	
浜村																										3	3
倉吉	4	3																					4	3	11	11	
八橋	6	6												1	1	1	2						8	9			
米子														1	1								1	1	2	2	
境港	1	2																					1	2			
溝口														3	5								3	5	5	4	
黒坂																											
合 計	23	23					2	2				1	2	11	13	1	2						38	45			
前 年 同 期	25	23												11	16											36	39

(県警生活保安課調べ)

公害苦情取扱い状況

(昭和 62 年 1 月～ 12 月)

措置別		公害種別	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合 計
受 理 件 数						8			1	1	10
措 置 別	話し合いあっせん					3					3
	警告・指導					5					5
	検 挙										
	他機関通報										
	措置不能								1	1	2
そ の 他											
前年苦情受理件数						32				10	47

(県警生活保安課調べ)

資料 18 昭和62年度環境保全関係予算等の概要

◎ 環境保全課

(単位 千円)

事業名	62年度予算	備考
(目) 環境保全費		
清掃指導費	5,661	一般廃棄物処理指導費 2,357 産業廃棄物処理指導費 928 浄化槽指導費 2,376
環境保全行政費	2,478	審議会等開催費 1,012 環境保全推進費 1,466
大気汚染防止対策費	10,485	はい塵調査費 488 環境汚染物質調査費 5,187 西部地区大気環境測定調査費 4,605 汚染物質排出量調査費 205
水質汚濁防止対策費	18,508	事業場排水調査指導費 2,928 二級河川等調査費 1,649 水質測定計画作成費 378 環境基準常時監視費 8,483 中海水質汚濁防止対策協議会運営費 553 中海水質保全計画策定費 361 中海水質管理計画推進費 2,310 水質浄化対策推進費 1,189 水環境保全対策推進費 657
騒音防止対策費	736	
振動防止対策費	303	
悪臭防止対策費	1,214	
地盤沈下防止対策費	1,080	
海水浴場整備促進指導費	197	
環境影響評価推進費	412	
計	41,074	

◎ 自然保護課

(単位 千円)

事業名	62年度予算	備考	
(目) 環境保全費			
自然環境保全審議会費	923		
自然保護行政費	2,210	自然保護費	1,210
		自然環境基礎調査費	1,000
自然保護対策費	4,475	自然保護用地管理事業費	867
		大山頂上植生復元事業費	3,608
公園調査及び管理費	21,040	国立公園施設管理費	16,343
		国定公園施設管理費	458
		公園計画等調査指導費	295
		中国自然歩道施設管理費	3,944
公園等施設整備事業費	80,524	大山隠岐国立公園施設整備事業費	40,374
		山陰海岸国立公園施設整備事業費	19,300
		氷ノ山後山那岐山国定公園事業費	12,700
		県立公園事業費	8,150
温泉審議会費	1,217		
温泉振興対策費	10,634	温泉調査指導監督費	1,020
		関金温泉保全調査事業費	5,144
		鹿野温泉保全調査事業費	4,470
自然保護思想普及啓蒙事業	2,030	自然解説事業費	1,224
		少年少女自然保護協力員養成研修事業費	806
自然科学館管理運営費	59,662	大山自然科学館管理運営費	1,346
		山陰海岸科学館管理運営費	3,316
		山陰海岸自然科学館整備事業費	55,000
保全地域調査及び管理費	783		
計	183,498		

資料 19 市町村の公害行政機構

市町村名	公害行政担当部・課名	公害対策審議会設置	公害対策協議会設置
		環境保全審議会	
鳥取市	下水環境部環境課	○昭和47 10 13	
米子市	市民生活部環境保全課	○ " 45 10 7	
倉吉市	福祉部環境課	○ " 45 10 8	
境港市	民生部保健課	○ " 47 10. 5	
国府町	町民課		
岩美町	町民課		
福部村	住民保健課		
郡家町	保健課		
船岡町	民生課		
河原町	町民課	○ " 47 10 11	
八束町	福祉課	○ " 49. 4. 1	
若桜町	町民課	○ " 46 3 24	
用瀬町	民生課		
佐治村	民生課		
智頭町	福祉課		○昭和45 7 27
気高町	民生課	○ " 46 12. 22	
鹿野町	総務課		
青谷町	総務課	○ " 47. 1 14	
羽合町	町民課	○ " 46 10. 23	
泊村	住民課	○ " 47 7. 1	
東郷町	町民課	○ " 46 12. 22	
三朝町	町民課	○ " 46. 4. 1	
関金町	町民課	○ " 47. 1. 1	
北条町	町民課	○ " 45 12. 22	
大栄町	保健課	○ " 46 10. 1	
東伯町	保健課	○ " 48. 3 30	
赤碕町	保健課	○ " 46. 6 1	
西伯町	企画課	○ " 48 3 24	
会見町	建設課		
岸本町	町民課		
日吉津村	環境整備課	○ 46 8 31	
淀江町	企画課	○ 47. 7 1	
大山町	企画課	○ 48. 3. 28	
大名町	保健課	○ 47 4. 1	
中山町	町民課		
日南町	企画課		
日野町	町民課		
江府町	民生課		
溝口町	保健課		

資料 20 市町村の環境関係条例制定状況

条 例	公 布 日	施 行 日
鳥取市自然保護および環境保全条例	昭和 47. 10. 13	昭和 47 10. 13
米子市環境保全条例	47 6 28	47. 7 1
倉吉市公害防止条例	48. 9 13	49 1. 1
境港市公害防止条例	48 12. 24	49 6 1
大栄町環境保全条例	48 12 14	49. 1. 1
大山町環境保全条例	48. 7. 2	48. 7. 2
赤碓町環境保全条例	49. 3 30	49 3 30
東伯町環境保全条例	54 10. 1	54. 10. 1
三朝町環境保全条例	54. 3. 27	54. 9. 27
関金町環境保全条例	53. 3. 29	53. 3 29
西伯町環境保全条例	49. 3 23	49 3. 23
羽合町環境保全条例	49. 9. 30	49. 9. 30
東郷町環境保全条例	49. 10 1	49. 10. 1
岩美町環境保全に関する条例	60. 3. 22	50 3 22
日吉津村環境保全に関する条例	60 11 16	60 11 16

資料 21 市町村及び住民の公害防止協定締結状況

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締結企業（工場）等			
鳥取市	鳥取トーヨーサッシ工業(株)	金 属 製 品	S 48 12 28	工業団地進出企業との協定
	鳥取旭工業(株)	〃	50 12 29	
	上原メッキ工業	〃	〃	
	太洋住研ホーロー(株)	窯 業	〃	
	(株)山陰カフー総合現像所	写 真 現 像	〃	
	(株)アサヒメッキ	金 属 製 品	〃	
	協同組合鳥取鉄工センター他 8 社	〃	51. 7. 26	
	(協)鳥取菓子工業センター他 3 社	食 料 品 製 造	52 9. 10	
	山根金属工業(株)	金 属 製 品	50 12 29	
	三洋製紙(株)	製 紙	〃	
	鳥取三洋電気(株)	電 気 製 品	51 4. 1	
	鳥取タイヤモント電気(株)	〃	57. 9. 8	
	大同端子製造(株)	〃	〃	
丸栄金属製作所	機 械 製 品	〃		

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締結企業（工場）等			
住 民	鳥取県	工 業 試 験 場 汚 水 処 理 施 設	S 52. 1 10	市立会
米 子 市 住 民 〃 〃 〃	米子市 アスファルト合材(株) 日建工業(株) 日清ハム(株)	清 掃 工 場 建 設 アスファルトプファント 宅 地 開 発 食 品 加 工 業	52 8. 19 56 10. 20 61. 5. 9 61. 11 15	市立会
倉 吉 市 住 民 〃	日本チップ工業(株) (株)明治機械製作所 関金生コン(株) 東伯町長他 倉吉市農業協同組合 打吹建設(株) 神鋼機器工業(株)	木 材 木 製 品 機 械 生 コ ン プ フ ェ ン ト 清 掃 工 場 建 設 畜 産 アスファルトプファント 機 械	47 2. 16 47 7. 20 48. 2 14 48. 10. 22 49. 9. 27 47. 11. 8 50 2. 21	市立会 〃
境 港 市	日本石油(株)	石 油	49. 9 20	
福 部 村	向和建设(株)	アスファルトプファント	46. 10 27	
国 府 町	鳥取協同畜産(株)	畜 産	63. 7 25	
岩 美 町	三洋デュフセル(株)	乾 電 池 製 造 業	58. 5 7	
郡 家 町	(株)藤原組 郡家建設(株)	アスファルトプファント 〃	51. 12. 9 51. 11. 25	
河 原 町	鳥取八木電子(株)	電 気 製 品 製 造	48. 10 19	
八 東 町	昭和樹脂化工(株) 朝倉 勲 八東町農業協同組合	化 学 製 品 畜 産 〃	51 7 30 51 12 8 53 4. 15	
智 頭 町	(株)いかり食品	食 品 製 造 業	63. 6. 10	
青 谷 町	鳥取トクオカ(株)	織 維 製 品	60. 12. 5	
羽 合 町	倉吉魚市場(株) 鳥取県	水 産 食 料 品 天神川流域・下水道 終末処理場設置	47. 6 1 51. 5. 1	
泊 村	富士西産業(株)	食 料 品 製 造	48 10 19	
三 朝 町	小椋興業(有) 鳥取県中部森林組合 中部砂利生産協同組合 田栗信稔 川本仁志 小椋興業(有)	土 石 木 材 木 製 品 土 石 畜 産 〃 土 石	57 8 20 57 10 14 58 5 2 60 5 15 60 8. 13 61. 5. 7	

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考	
市町村等	締結企業（工場）等				
北 条 町	山陰自動車整備工業(株)	車 輜 整 備	S 50. 9. 20		
	中部建設協同組合	土 建 石	50 6 28		
	三陽合織(株)	紡 績	51 7 10		
	前川菊次	農 産 物 処 理	52 6 13		
	北条町農業協同組合	フ イ ス セ ン タ ー	52 3 19		
	中部舗装(株)	ア ス フ ァ ル ト プ ラ ン ト	54 10 31		
	北条町農業協同組合	畜 産	56 6. 15		
	県中央自動車協同組合	車 輜 整 備	56. 8 20		
	相模ハム(株)	食 品 加 工 業	59. 9 1		
	(有)北条ノヨーコーアパレル	衣料品製造加工販売	63 1. 26		
大 栄 町	(株)河 鶴	食 料 品 製 造	51 11. 17	(大根つけもの) (バーグ粉碎)	
	大栄町農業協同組合	木 材 木 製 品	52. 12 20		
	東伯町農業協同組合	畜 産	55 2. 25		
	鳥取サンシャインセンター	ク リ ー ー ン グ	50 4 11		
	新興螺子(株)	機 械 部 品 製 造	55 5. 30		
	(有)岡崎種鶏場	畜 産	59 5 11		
	住民 大栄町農業協同組合	フ イ ス セ ン タ ー	52. 11. 11		町立会
	扶桑木材(株)	建 材	47. 1. 20		〃
大栄町農業協同組合堆肥センター	肥 料	56. 10 3	〃		
〃	〃	〃	57 12. 13	〃	
〃	〃	〃	58. 7. 27	〃	
赤 碓 町	富士西産業(株)	食 料 品 製 造	48 10 28	県立会 〃	
	赤碓町農業協同組合	農 産 物 加 工	51. 12 15		
	赤碓生コン(株)	生 コ ン プ ラ ン ト	49. 12. 27		
	上野水産(株)	水 産 食 料 品	49 1. 22		
	赤碓町農業協同組合	フ イ ス セ ン タ ー	53 12 7		
東 伯 町	東伯町農業協同組合	畜 産	53 8. 1	町立会 覚 書 同意書	
	下伊勢畜産団地組合	〃	53. 2. 20		
	東伯町農業協同組合	〃	52 4. 27		
	〃	畜産 農産物加工	52. 12. 28		
	〃	畜 産	53. 3. 2		
	〃	〃	53. 8. 10		
	〃	〃	53. 9 6		
	〃	〃	55 3 25		
	〃	〃	61. 10 3		
	〃 川本正一郎	〃	61 12. 5		
	〃 東伯町農業協同組合	〃	〃		
	〃	〃	62 7 27		
	〃	〃	63. 5. 26		
	〃 近藤 弘	牛 舎	〃		
	〃 小前 孝夫	〃	〃		
	〃 三島 英幸	〃	〃		
〃 池山 敏明	〃	〃			
〃 西本 和昭	〃	〃			

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締結企業（工場）等			
名 和 町 住 民 // //	山陰畜産(株)	畜 産	S 48 12. 14	町立会
	(有)山水園	//	51. 5 10	
	山陰畜産(株)	//	49. 6. 10	
	(株)鳥取県食肉センター	//	57 7 30	
	鳥取県経済農業協同組合連合会	//	58. 10. 17	
	枝谷純拓	//	50 10. 11	
大 山 町	株近畿北コン	生 コンプラント	48. 1. 31	部落立会
	(株)片木アルミューム製作所	非 鉄 金 属 製 品	60 10. 17	
	山陰養食(農業協)	養 殖	63 4 21	
西 伯 町	江崎クノコ(株)	食 料 品 製 造	49 11. 20	
淀 江 町 住 民 // //	大勇自動車	車 輛 整 備	50 5 15	町立会
	(株)大協組	土 石	49 10. 21	
	山根 巖	病 院 建 設	53 12. 25	
	山本金属工業(株)	電 気 製 品 製 造	48 12 28	
	鳥取県経済農業協同組合連合会	食 料 品 製 造	53. 8. 17	
	(株)ツカサ製作所	電 気 製 品 製 造	50 12. 28	
	ューキング	パ チ ン コ 店	58 6 23	
	米子精工(株)	機 械 加 工	51. 2 13	
山陰食鶏農業協同組合	畜 産	50 2. 13		
会 見 町	粟村製作所	機 械 器 具 製 造	49 5. 15	県立会
	西部製砂協同組合	土 石	56. 6 29	
日吉津村	王子製紙(株)	パ ル プ ・ 紙 製 品	51. 10 8	
日 野 町	矢崎部品(株)	電 気 製 品	51. 6. 1	
日 南 町	邑産業(有)	土 石	54. 8. 20	
	(株)日清畜産センター	畜 産	49. 10. 2	
	生山礦業(株)	土 石	52 2. 15	
	日南町	畜 産	54 7. 31	
山陰食鶏農協 三吉食鶏組合	//	54. 8 28		

資料22 県内石油製品年度別使用量の推移

(単位 kℓ)

年度	製品別	揮発油	ナフサ	ジェット燃料油	灯油	軽油	A重油	B重油	C重油	燃料油合計
55年度	使用量	222,229	1,526	14,855	112,136	164,048	107,703	44,332	115,934	782,763
	(構成比)	(28.4%)	(0.2%)	(1.9%)	(14.3%)	(21.0%)	(13.8%)	(5.7%)	(14.8%)	(100.0%)
	前年伸率	△1.4	△57.5	8.2	1.2	1.1	△26.2	△9.5	△11.4	△7.0
56年度	使用量	226,084	0	14,169	111,883	169,124	112,975	32,890	110,080	777,205
	(構成比)	(29.1%)	(0%)	(1.8%)	(14.4%)	(21.8%)	(14.5%)	(4.2%)	(14.2%)	(100.0%)
	前年伸率	1.7		△4.6	△0.2	3.1	4.9	△25.8	△5.0	△0.7
57年度	使用量	225,290	0	14,185	103,609	158,763	117,956	21,891	93,689	735,383
	(構成比)	(30.6%)	(0%)	(1.9%)	(14.1%)	(21.6%)	(16.0%)	(3.0%)	(12.8%)	(100.0%)
	前年伸率	△0.4		0.1	△7.4	△6.1	4.4	△33.4	△14.9	△5.4
58年度	使用量	225,340	0	15,242	126,835	169,508	117,570	23,162	105,733	783,390
	(構成比)	(28.8%)	(0%)	(1.9%)	(16.2%)	(21.6%)	(15.0%)	(3.0%)	(13.5%)	(100.0%)
	前年伸率	0.0		7.5	22.4	6.8	△0.3	5.8	12.9	6.5
59年度	使用量	211,101	0	15,798	111,054	159,654	112,551	17,942	109,660	737,760
	(構成比)	(28.6%)	(0%)	(2.1%)	(15.1%)	(21.6%)	(15.3%)	(2.4%)	(14.9%)	(100.0%)
	前年伸率	△6.3		3.6	△12.4	△5.8	△4.3	△22.5	3.7	△5.8
60年度	使用量	211,315	0	21,138	114,551	160,410	110,164	17,001	105,562	740,141
	(構成比)	(28.5%)	(0%)	(2.8%)	(15.5%)	(21.7%)	(14.9%)	(2.3%)	(14.3%)	(100.0%)
	前年伸率	0.1		33.8	3.1	0.5	△2.1	△5.2	△3.7	0.3
61年度	使用量	219,565	0	20,826	114,043	168,935	109,102	14,116	105,580	750,167
	(構成比)	(29.2%)	(0%)	(2.8%)	(15.2%)	(22.5%)	(14.3%)	(1.9%)	(14.1%)	(100.0%)
	前年伸率	3.9		△0.1	△0.0	5.3	△2.8	△17.0	0.0	1.4
62年度	使用量	222,609	0	19,887	120,030	182,545	119,142	13,802	115,328	793,343
	(構成比)	(28.1%)	(0%)	(2.5%)	(15.1%)	(23.0%)	(15.0%)	(1.7%)	(14.6%)	(100.0%)
	前年伸率	1.4		△4.5	5.2	8.1	9.2	△2.2	9.2	5.8

(県・通商観光課調べ通産省発行の「エネルギー生産 需給統計月報」による)

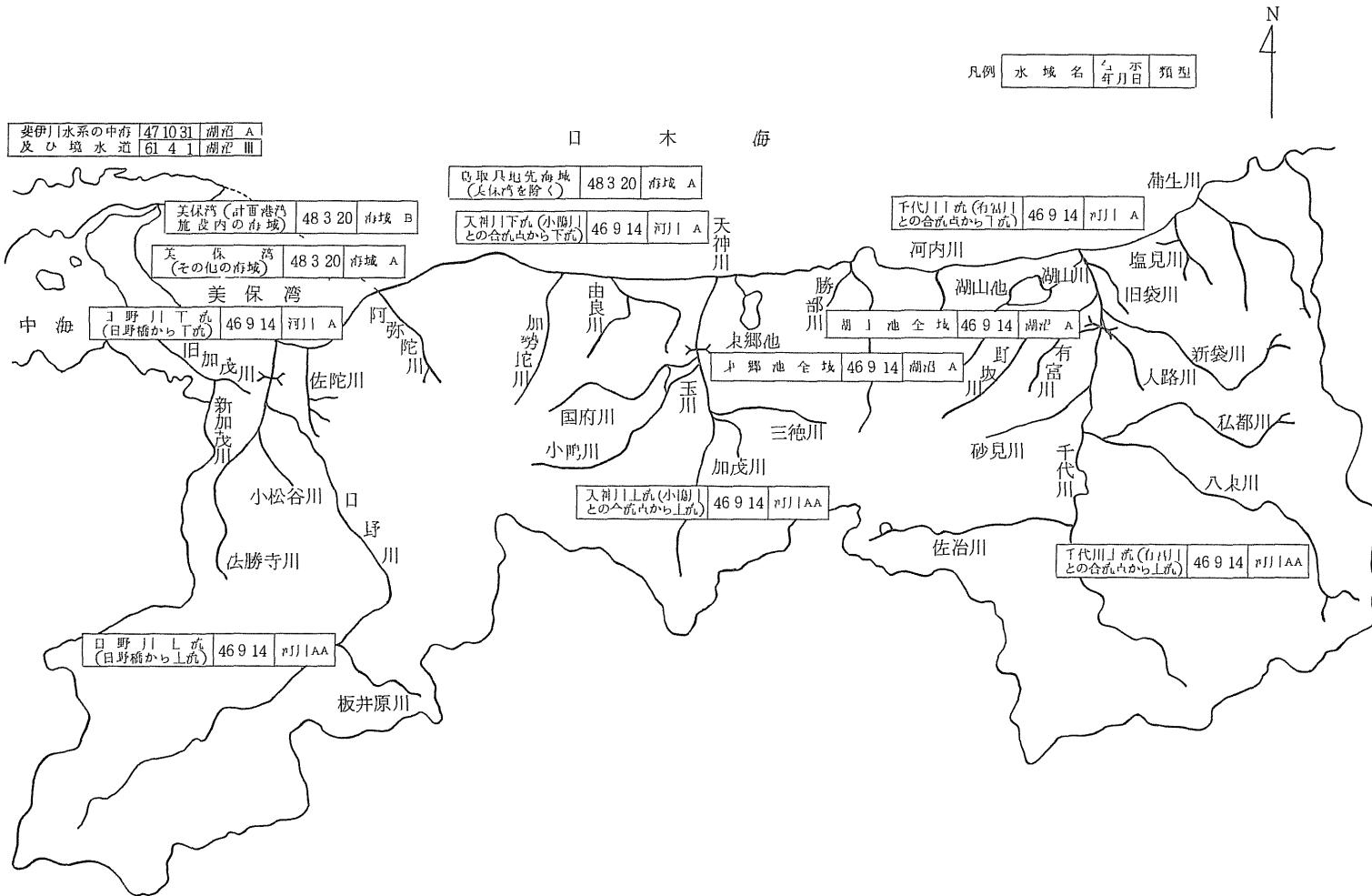
資料23 県内自動車保有台数の推移

1万台

昭和56.3		(237,679台)
57.3		(247,635台)
58.3		(257,284台)
59.3		(264,624台)
60.3		(270,905台)
61.3		(281,596台)
62.3		(290,646台)
63.3		(302,237台)

(鳥取陸運支局調べ)

資料 24 環境基準類型指定概要図



資料 25 水質の経年変化（昭和57～62年度）

水 域 名	地点名	BOD年平均値(㎎/ℓ)						57年度
		57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	
〔河 川〕								
（ 1 級河川）								
千代川水系								
千 代 川	賀 露	2.0	1.5	1.5	1.2	1.3	1.1	1.0~3.4
	行 徳	1.0	1.1	1.0	1.1	1.2	1.0	0.6~2.2
	源太橋	0.9	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.6~1.4
	稲 常	0.9	1.0	0.9	0.8	1.0	0.9	0.5~2.3
	佐 貫	0.9	0.9	0.8	1.0	0.8	0.8	<0.5~2.0
	市 瀬	1.1	1.1	1.1	1.3	1.2	0.8	<0.5~2.3
八 東 川	毛 谷	0.8	0.8	0.8	0.9	1.2	0.6	<0.5~1.5
	米岡橋	1.0	1.0	0.9	1.0	1.2	1.1	0.5~1.9
	万代寺	1.1	1.0	0.9	1.0	1.2	0.9	<0.5~2.5
私 都 川	岸 野	0.8	0.8	0.7	0.9	0.9	0.7	<0.5~1.4
	下門尾	1.0	1.2	0.9	0.9	1.1	1.2	<0.5~2.1
佐 治 川	別 府	0.9	0.9	1.0	1.0	1.2	0.9	<0.5~1.8
天神川水系								
天 神 川	田 後	1.6	1.1	1.0	1.4	1.1	0.8	<0.5~3.1
	小 田	1.9	1.4	1.4	1.1	1.2	1.0	1.1~3.8
	大 原	1.1	0.8	0.7	0.6	0.7	0.6	0.7~1.8
	今 泉	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	<0.5~1.1
	穴 鴨	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6	0.5	<0.5~1.0
小 鴨 川	巖 城	1.4	0.8	0.7	0.8	0.7	0.6	0.6~2.8
	河原町	1.0	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5~1.7
	関 金	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	<0.5~0.8
	今 西	0.6	0.6	0.5	0.5	0.6	0.6	<0.5~1.0
三 徳 川	横 手	1.2	0.9	0.7	0.8	0.9	0.7	<0.5~2.1
	片 柴	0.8	0.7	0.6	0.7	0.7	0.6	<0.5~1.6
加 茂 川	森	0.6	0.6	0.5	0.6	0.5	0.6	<0.5~1.1

(注) x/y 環境基準に不適合の日数/総測定日数

BOD 最小値～最大値 (mg/l)					x / y					
58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度
07～28	<0.5～48	07～2.6	09～2.6	<0.5～3.2	3/12	2/12	2/12	1/12	1/12	1/12
<0.5～1.7	0.7～1.7	0.7～1.8	0.8～1.6	<0.5～1.7	1/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12
<0.5～2.0	0.5～2.0	0.5～1.7	0.6～1.3	<0.5～1.1	3/12	8/12	5/12	6/12	5/12	3/12
<0.5～1.6	0.6～1.4	<0.5～1.3	<0.5～3.1	<0.5～1.4	3/12	5/12	2/12	2/12	3/12	6/12
<0.5～1.9	<0.5～1.4	0.5～1.8	<0.5～1.3	<0.5～1.3	4/12	3/12	3/12	5/12	2/12	2/12
0.5～1.9	<0.5～2.2	0.6～2.6	0.6～2.1	<0.5～1.3	4/12	4/12	6/12	7/12	5/12	1/12
<0.5～1.3	<0.5～1.1	<0.5～1.7	<0.5～1.9	0.5～0.8	2/12	3/12	1/12	4/12	8/12	0/12
<0.5～1.7	<0.5～1.3	0.5～1.7	<0.5～2.0	0.5～3.2	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5～1.5	<0.5～1.7	<0.5～1.8	0.5～1.6	0.5～1.7	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5～1.4	<0.5～1.1	<0.5～1.4	<0.5～1.9	0.5～1.0	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.6～2.0	<0.5～1.2	0.5～1.4	0.6～1.8	0.5～4.4	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5～1.6	<0.5～1.6	<0.5～1.6	0.9～1.7	0.5～1.5	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.5～1.9	<0.5～1.7	<0.5～2.7	<0.5～2.4	<0.5～2.0	5/24	0/12	0/12	2/12	1/12	0/12
0.5～4.0	0.5～4.8	<0.5～2.1	0.5～2.6	<0.5～4.6	10/30	3/30	4/29	1/30	2/30	2/30
<0.5～2.0	<0.5～2.5	<0.5～1.0	<0.5～0.9	<0.5～1.1	4/12	3/30	2/30	0/12	0/12	1/12
<0.5～1.6	<0.5～1.6	<0.5～0.9	<0.5～0.8	<0.5～0.7	1/12	1/12	3/12	0/12	0/12	0/12
<0.5～0.9	<0.5～0.6	<0.5～0.8	<0.5～0.7	<0.5～0.8	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12
<0.5～0.9	0.5～1.0	0.5～1.5	<0.5～1.0	<0.5～1.3	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5～0.9	<0.5～1.0	<0.5～1.1	<0.5～0.8	<0.5～0.8	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5～1.0	<0.5～0.8	0.5～0.7	<0.5～0.8	<0.5～1.1	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5～0.8	<0.5～0.6	<0.5～0.7	<0.5～0.8	<0.5～0.7	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.5～1.3	<0.5～1.4	0.5～1.2	0.6～1.3	<0.5～1.2	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.5～0.9	<0.5～1.0	<0.5～1.1	<0.5～1.3	<0.5～1.1	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5～0.8	<0.5～0.8	<0.5～1.0	<0.5～0.6	<0.5～0.8	/12	/12	/12	/12	/12	/12

水 域 名	地点名	BOD又はCOD年平均値(㎎/ℓ)						57年度
		57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	
日野川水系								
日野川	皆生	1.2	1.0	1.2	1.2	0.9	0.9	0.6~2.8
	車尾	1.2	1.2	1.2	1.1	1.0	0.7	<0.5~2.4
	八幡	1.0	1.0	1.0	0.7	0.6	0.7	0.5~2.4
	溝口	1.1	0.9	0.8	0.8	0.6	0.6	0.5~2.1
	武庫	0.8	0.8	0.8	0.7	0.6	0.6	0.5~1.1
	下榎	0.6	0.8	0.7	0.6	0.6	0.5	<0.5~1.0
	生山	0.7	1.0	0.8	0.6	0.7	0.5	<0.5~1.2
	矢戸	0.7	0.6	0.7	0.6	0.6	0.5	<0.5~1.1
法勝寺川	福市	1.4	1.1	1.2	1.0	0.8	0.8	<0.5~2.6
	法勝寺	1.2	1.0	0.9	0.7	0.7	0.7	<0.5~2.2
板井原川	高尾	0.6	0.5	0.6	0.5	0.6	0.5	<0.5~0.8
(2級河川)								
蒲生川	3地点	0.7~0.9	1.2~1.3	0.9~1.4	1.0~1.9	1.0~1.8	0.9~1.2	<0.5~1.2
塩見川		0.8~1.0	1.1~1.8	1.4~2.1	1.0~2.5	1.0~1.7	0.9~1.2	<0.5~1.2
河内川		0.8~1.1	1.0~2.3	1.1~1.7	0.8~1.4	0.9~1.5	0.6~1.1	0.5~0.9
勝部川		1.1~2.0	1.0~1.6	1.3~2.1	1.0~3.9	1.2~1.4	0.9~1.8	0.6~3.7
由良川		1.2~2.0	1.2~2.1	0.9~2.0	1.8~3.0	1.6~3.2	1.6~2.6	0.6~3.7
加勢蛇川		0.7~0.8	0.6~0.7	0.5~0.6	0.6~1.1	0.7~1.9	0.6~1.0	<0.5~1.5
阿弥陀川		0.6~0.7	0.9~2.1	0.8~1.0	0.8~0.9	<0.5~0.6	0.5~0.7	<0.5~0.8
佐陀川		0.8~1.1	1.1~1.6	1.0~1.1	0.9~1.1	0.6~0.7	0.6~0.8	0.6~1.5
(都市河川)								
旧袋川	7地点	3.2~5.2	2.8~5.7	3.2~5.0	3.3~4.8	2.6~5.4	2.0~6.7	0.7~1.0
玉川	5地点	1.1~1.6	0.8~1.1	0.6~1.1	0.9~2.0	0.8~1.9	0.7~2.0	<0.5~5.5
旧加茂川		7.4~12	6.7~15	9.3~24	9.7~27	8.8~11	8.6~26	3.1~33
(湖沼)								
湖山池	4地点	4.3~4.8	5.2~5.5	5.6~7.9	5.9~6.1	5.7~6.2	6.5~6.8	2.7~8.2
東郷池		4.8~4.9	5.1~5.4	4.6~4.7	4.2~4.3	3.9~4.4	4.2~4.4	3.0~6.4
多鯨池	3地点	3.5~3.9	3.2~3.4	3.5~3.9	3.0~3.3	3.2~3.5	3.2~3.6	3.0~5.0
中海	5地点	2.1~5.1	2.0~4.9	2.3~4.7	1.7~4.7	2.3~4.6	2.3~5.0	1.0~7.6
(海域)								
美保湾	8地点	0.8~1.5	0.9~1.9	1.4~2.2	0.9~1.5	1.1~1.9	1.2~2.2	<0.5~2.6
日本海沿岸	"	0.7~1.0	0.6~1.0	0.5~0.8	0.6~0.8	<0.5~1.3	<0.5~0.7	0.5~1.5

(注) x/y 環境基準に不適合の日数/総測定日数

BOD又はCOD最小値～最大値(㎎/ℓ)					x / y					
58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度
<0.5~1.5	0.7~1.6	<0.5~3.4	<0.5~1.8	<0.5~2.2	2/23	0/12	0/12	1/12	0/12	1/12
<0.5~2.7	0.5~3.1	0.5~2.4	<0.5~2.1	0.5~1.3	2/29	1/30	2/30	1/30	1/30	0/30
<0.5~1.8	<0.5~2.7	<0.5~1.3	<0.5~1.1	<0.5~2.1	4/11	12/30	10/30	2/12	1/12	1/12
0.5~1.9	<0.5~1.3	<0.5~1.2	<0.5~0.9	0.5~0.9	5/11	3/12	2/12	3/12	0/12	0/12
<0.5~1.0	<0.5~1.5	<0.5~1.0	<0.5~0.8	0.5~1.3	1/12	0/12	3/12	0/12	0/12	0/12
<0.5~1.2	<0.5~1.2	<0.5~1.0	<0.5~0.9	<0.5~0.8	0/12	1/12	2/12	0/12	0/12	0/12
<0.5~3.2	0.5~1.4	<0.5~0.9	<0.5~1.2	<0.5~0.8	1/12	2/12	3/12	0/12	1/12	0/12
<0.5~1.0	<0.5~1.1	<0.5~0.7	<0.5~0.8	<0.5~0.6	1/12	0/12	1/12	0/12	0/12	0/12
0.7~1.9	0.5~1.8	0.5~1.7	0.5~1.2	<0.5~1.1	/11	/12	/12	/12	/12	/12
0.5~1.9	<0.5~1.5	<0.5~1.5	<0.5~1.1	0.5~1.8	/11	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~0.6	<0.5~1.1	<0.5~0.7	<0.5~0.7	<0.5~0.6	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.7~1.8	0.5~2.7	0.7~3.8	0.5~2.2	0.5~2.2	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.7~2.7	0.6~4.2	0.7~4.8	0.5~2.1	<0.5~1.7	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~7.0	<0.5~3.5	<0.5~1.7	0.5~2.1	<0.5~1.8	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~3.0	<0.5~3.1	0.6~5.4	0.8~2.3	0.6~2.4	/12	/12	/12	/12	/12	/12
1.1~3.1	<0.5~3.7	0.6~6.6	0.5~4.8	0.6~3.9	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.4	<0.5~1.0	<0.5~2.6	0.5~5.1	<0.5~2.0	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~6.6	<0.5~1.4	<0.5~1.6	<0.5~1.0	<0.5~1.1	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.6~3.4	0.5~1.6	<0.5~2.0	<0.5~1.2	<0.5~1.4	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.6~8.2	0.7~1.3	1.0~1.3	0.9~1.0	<0.5~1.8	/102	/114	/114	/102	/102	/102
<0.5~2.1	0.5~3.2	0.5~4.6	<0.5~4.3	<0.5~4.5	/60	/60	/60	/60	/60	/60
2.8~100	2.5~6.7	3.3~8.8	2.6~3.4	2.1~110	/60	/60	/60	/60	/60	/60
2.2~9.8	2.8~3.4	3.5~1.2	3.4~1.1	3.1~1.1	43/48	40/48	47/48	48/48	48/48	48/48
2.6~8.2	2.1~7.6	2.8~5.7	1.7~6.6	1.3~5.9	46/48	40/48	44/48	44/48	34/48	34/48
2.9~3.7	2.8~5.4	2.4~3.9	2.8~3.9	1.7~6.9	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.9~1.0	1.2~8.7	0.9~7.6	1.3~9.3	1.5~8.8	43/96	46/96	44/96	26/96	51/108	52/108
<0.5~2.9	<0.5~3.8	<0.5~3.1	<0.5~3.3	0.5~3.2	23/96	3/95	17/96	4/96	10/96	13/96
0.5~1.2	<0.5~1.4	<0.5~1.2	<0.5~1.7	<0.5~1.2	0/24	0/24	0/24	0/24	0/24	0/24

昭和62年度水質測定結果総括表（生活環境項目）

水 域 名		類型	N	pH			DO (mg/l)		
				x / y	%	min ~ max	x / y	%	min ~ max
河 川	千代川	AA	5	0 / 60	0	6.6 ~ 7.6	0 / 60	0	6.0 ~ 13
		A	2	0 / 24	0	6.9 ~ 8.1	2 / 24	8.3	7.0 ~ 12
	天神川	AA	3	0 / 36	0	6.5 ~ 7.6	0 / 36	0	7.5 ~ 13
		A	2	0 / 42	0	6.9 ~ 7.4	6 / 42	14.3	5.7 ~ 13
	日野川	AA	6	0 / 72	0	6.8 ~ 7.8	1 / 72	14	7.0 ~ 13
		〃	A	2	0 / 42	0	6.8 ~ 7.9	5 / 42	11.9
湖 沼	湖山池	A	4	17 / 48	35.4	7.0 ~ 9.5	1 / 48	2.1	6.3 ~ 12
	東郷池	A	4	13 / 48	27.1	7.1 ~ 9.5	13 / 48	27.0	5.7 ~ 13
	中海	A	16	35 / 239	16.3	6.9 ~ 9.3	82 / 216	38.0	3.8 ~ 15
海 域	美保湾	A	7	23 / 84	27.4	8.1 ~ 8.6	36 / 84	42.9	6.3 ~ 9.4
		B	1	2 / 12	16.7	8.2 ~ 8.5	0 / 12	0	6.0 ~ 9.1
	日本海	A	28	0 / 84	0	8.1 ~ 8.3	10 / 24	41.7	6.2 ~ 9.1
計	河川	AA	14	0 / 168	0	6.5 ~ 7.8	1 / 168	0.6	6.0 ~ 13
		A	6	0 / 108	0	6.8 ~ 8.1	13 / 108	9.3	5.6 ~ 13
	湖沼	A	24	69 / 336	20.6	6.9 ~ 9.3	96 / 312	30.8	3.8 ~ 15
		A	35	23 / 168	13.7	8.1 ~ 8.6	46 / 108	42.6	6.2 ~ 9.4
	〃	B	1	2 / 12	16.7	8.2 ~ 8.5	0 / 12	0	6.0 ~ 9.1
合 計			80	94 / 787	11.9		156 / 708	22.0	

(注) x/y 環境基準に不適合の日数/総測定日数

BOD又はCOD (mg/l)			SS又は油分 (mg/l)			大腸菌群数 (MPN/100ml)		
x / y	%	min ~ max	x / y	%	min ~ max	x / y	%	min ~ max
(BOD)			(SS)					
12/ 60	20.0	<0.5~1.4	0/ 60	0	<1~16	60/ 60	100	$1.7 \times 10^2 \sim 6.4 \times 10^4$
1/ 24	4.2	<0.5~3.2	0/ 24	0	2~21	23/ 24	95.8	$7.0 \times 10^2 \sim 1.0 \times 10^5$
1/ 36	2.8	<0.5~1.1	2/ 36	5.6	<1~42	36/ 36	100	$1.7 \times 10^2 \sim 7.9 \times 10^4$
2/ 42	4.8	<0.5~4.6	4/ 42	9.5	1~170	42/ 42	100	$2.2 \times 10^3 \sim 5.1 \times 10^4$
1/ 72	1.4	<0.5~2.1	2/ 72	2.8	1~32	72/ 72	100	$6.8 \times 10 \sim 3.5 \times 10^4$
1/ 42	2.4	<0.5~2.2	4/ 42	9.5	1~40	27/ 42	64.3	$2.3 \times 10 \sim 8.9 \times 10^4$
(COD)			(SS)					
48/ 48	100	3.1~11	37/ 48	77.1	2~58	18/ 48	37.5	$2.2 \times 10 \sim 1.9 \times 10^4$
44/ 48	91.7	1.3~5.9	45/ 48	93.8	4~34	17/ 48	35.4	$9.5 \sim 1.4 \times 10^4$
152/ 240	63.3	1.2~9.9	166/ 240	69.2	1~28	11/ 96	11.5	$2.0 \sim 1.3 \times 10^4$
(COD)			(油分)					
9/ 84	10.7	0.5~3.2	0/ 84	0	ND	8/ 84	9.5	$1.8 \sim 2.7 \times 10^4$
4/ 12	33.3	0.7~2.8	0/ 12	0	ND	- / 12	-	$2.9 \sim 9.2 \times 10^3$
0/ 84	0	<0.5~1.8	0/ 84	0	ND	0/ 24	0	$1.8 \sim 3.5 \times 10^2$
14/ 168	8.3	<0.5~2.1	8/ 168	0	<1~42	168/ 168	100	$6.8 \times 10 \sim 7.9 \times 10^4$
4/ 108	3.7	<0.5~4.6	4/ 108	3.7	1~170	92/ 108	85.2	$2.3 \times 10 \sim 1.0 \times 10^5$
244/ 336	72.6	1.2~11	248/ 336	73.8	1~58	46/ 192	24.0	$9.5 \sim 1.9 \times 10^4$
9/ 168	5.4	<0.5~3.2	0/ 168	0	ND	8/ 108	7.4	$1.8 \sim 2.7 \times 10^4$
4/ 12	33.3	0.7~2.8	0/ 12	0	ND	- / 12	-	$2.9 \sim 9.2 \times 10^3$
275/ 792	34.7		260/ 792	32.8		314/ 576	54.5	

資料 26 湖沼に係る窒素及び磷の排水規制（水質汚濁防止法）

湖沼の水質汚濁を防止するため、富栄養化の原因物質である窒素、磷について排水基準が設定され、湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある湖沼（環境庁長官が定める湖沼）及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に適用される。

（昭和60年7月15日施行）

1 環境庁長官が定める湖沼

(1) 窒素に係る排水基準適用対象湖沼及び位置

湖 沼	位 置
湖 山 池	鳥取市
中 海	米子市、境港市、島根県
東 郷 池	羽合町、東郷町

(2) 磷に係る排水基準適用対象湖沼及び位置

湖 沼	位 置
湖 山 池	鳥取市
多 鯰 ケ 池	鳥取市、福部村
中 海	米子市、境港市、島根県
池 の 谷 た め 池	倉吉市
佐 治 川 ダ ム 貯 水 池	佐治村
東 郷 池	羽合町、東郷町
中 津 ダ ム 貯 水 池	三朝町
菅 沢 ダ ム 貯 水 池	日南町
鶺 鴒 の 池	日野町
俣 野 川 ダ ム 貯 水 池	江府町

2 排水基準

(1) 規制対象事業場

水質汚濁防止法に定める特定事業場

（排水量 50 m³/日以上）

(2) 一般基準

窒素含有量 120 mg/l（日間平均 60 mg/l）

磷含有量 16 mg/l（日間平均 8 mg/l）

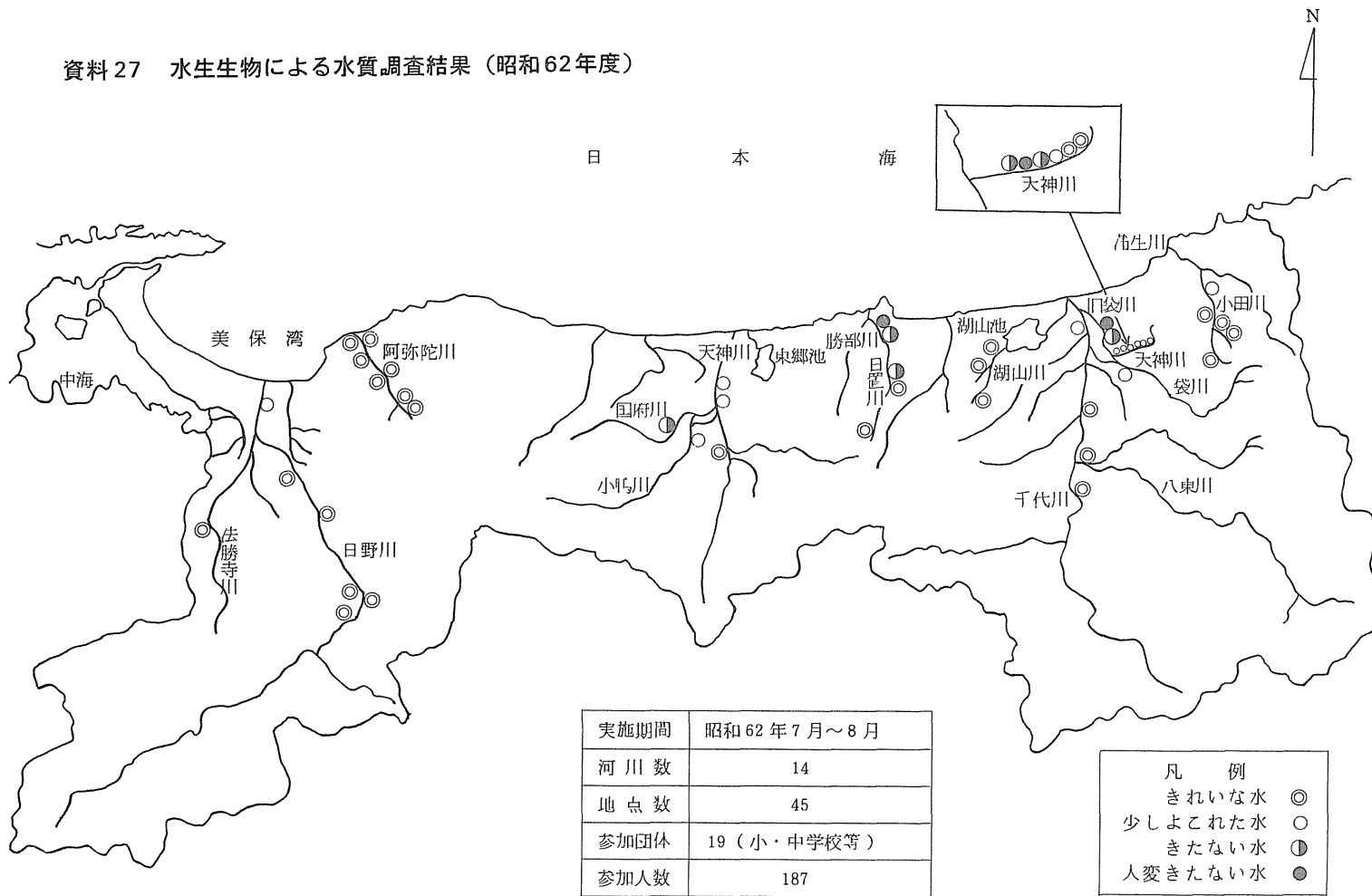
（一般基準への対応が困難な業種については、5年間暫定基準を適用）

(3) 暫定基準

項目	業種その他の区分	許容限度
窒素含有量 (単位 mg/ℓ)	医薬品原末製造業、医薬品原液製造業、半導体素子製造業及び集積回路製造業	140(日間平均 70)
	畜産食料品製造業(肉製品製造業及び乳製品製造業を除く。)、海藻加工業、水産練製品製造業、冷凍水産食品製造業、砂糖製造業(砂糖精製業を除く。)、動物油脂製造業、ふくらし粉 イーストその他の酵母剤製造業、穀類でん粉製造業、単体飼料製造業、有機質肥料製造業、アンモウムニョウバン製造業及び下水道業(し尿投入施設を有するものに限る。)	180(日間平均 90)
	発電用 送電用 配電用 産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電球製造業、産業廃棄物処理業(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 3 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(地方公共団体及び同法第 14 条第 1 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。))の設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 7 条第 6 号に掲げる施設(以下「中和施設」という。))を有するものに限る。))及びし尿処理業(し尿浄化槽に係るもの又は低希釈 2 段活性汚泥法の施設を有するものを除く。)	240(日間平均 120)
	水産食料品製造業(海藻加工業、魚肉ハム・ソーセージ製造業、水産練製品製造業、冷凍水産物製造業及び冷凍水産食品製造業を除く。)、染色整理業、磷及び磷化合物製造業、へい獣取扱業及びと畜場)	300(日間平均 150)
	高純度アルミナ製造業及び熔融亜鉛めっき業	400(日間平均 200)
	天然ガス鉱業、いも類でん粉製造業、にかわ製造業、セフチン製造業、アルマイト加工業及びし尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人(湖沼水質保全特別措置法(昭和 59 年法律第 61 号)第 3 条第 2 項に規定する指定地域にあっては、201 人)以上であり、かつ、し尿を単独に処理するものに限る。)	500(日間平均 250)
	電子機器用・通信機器用部分品製造業(電子管製造業、半導体素子製造業及び集積回路製造業を除く。)	600(日間平均 300)
	畜産農業、なめし革製造業及び毛皮製造業	700(日間平均 350)
	電気めっき業(鋼材めっき業を除く。))及び蓄電池製造業	800(日間平均 400)
	磷含有量 (単位 mg/ℓ)	産業廃棄物処理業(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 3 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(地方公共団体及び同法第 14 条第 1 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。))の設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 1 号に掲げる施設を有するものに限る。)、し尿処理業(し尿浄化槽に係るもの又は低希釈 2 段活性汚泥法の施設を有するものを除く。))及び下水道業(し尿投入施設を有するものに限る。)
乳製品製造業、冷凍水産物製造業、野菜漬物製造業(缶詰、瓶詰、つば詰を除く。))味そ製造業、砂糖製造業(砂糖精製業を除く。))、		30(日間平均 15)

項 目	業 種 そ の 他 の 区 分	許 容 限 度
	ビスケット類 干菓子製造業、米菓製造業、豆腐 油揚製造業、 単体飼料製造業、有機質肥料製造業、産業廃棄物処理業（中和施設を有するものに限る。）、へい獣取扱業、と畜場、中央卸売市場 及び地方御売市場	
	染色整理業	40（日間平均 20）
	肉製品製造業、ふくらし粉 イースト・その他の酵母剤製造業、 冷凍調理食品製造業、なめし革製造業、毛皮製造業及びし尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人（湖沼水質保全特別措置法第 3 条第 2 項に規定する指定地域にあっては、201 人）以上であり、かつ、し尿を単独に処理するものに限る。）	50（日間平均 25）
	畜産食料品製造業（肉製品製造業及び乳製品製造業を除く。）、海藻加工業、水産練製品製造業、冷凍水産食品製造業、野菜缶詰 果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く。）、パン製造業、生菓子製造業、あん類製造業、発電用・送電用・配電用・産業用 電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業及び電球製造業	60（日間平均 30）
	半導体素子製造業及び集積回路製造業	70（日間平均 12）
	にかわ製造業、ゼフチン製造業及び電子機器用・通信機器用部分 品製造業（電子管製造業、半導体素子製造業及び集積回路製造業 を除く。）	80（日間平均 40）
	畜産農業、水産缶詰・瓶詰製造業、動物油脂製造業及び穀類でん 粉製造業	100（日間平均 50）
	寒天製造業、いも類でん粉製造業及び電気めっき業（鋼材めっき 業を除く。）	140（日間平均 70）
	水産食料品製造業（水産缶詰・瓶詰製造業、海藻加工業、寒天製 造業、魚肉ハム・ソーセージ製造業、水産練製品製造業、冷凍水 産物製造業及び冷凍水産食品製造業を除く。）	200（日間平均 100）
	アルマイト加工業	1,000 （日間平均 500）
	磷及び磷化合物製造業	1,800 （日間平均 900）

資料 27 水生生物による水質調査結果（昭和62年度）



（建設省調査分を含む）

資料 28 名 水 一 覧

(1) 名水百選（昭和60年3月環境庁選定）

名 称	水 の 形 態	所 在 地	交 通	概 要
あめまなひ 天の真名井	湧 水 (湧水量 2,500 m ³ /日)	西伯郡淀江町高井谷	山陰線淀江駅からバスで10分さらに徒歩3分	「アメノマナイ」とは、清浄な水に付けられる最大級の敬称であり、幅15m、奥行5mほどの清水の湧く美しい池を源とした水域は、地域の人々に利用され、大切に管理されている。

(2) 因伯の名水（昭和60年6月県選定）

区分 (注)	名 称	所 在 地 (交 通)	水 の 形 態	概 要
暮ら し の 中 の 泉	ふせしみす 布勢の竹水	気高郡気高町殿 (山陰線浜村駅からバスで15分)	湧 水 (湧水量 1,000 m ³ /日)	「布勢平神社」の境内の岩の下から清冷な湧水が豊富に湧き山しており、今も地域の生活用水として活用されている。
	うのじそう 宇野地蔵「タキ」	東伯郡羽合町宇野 (山陰線倉吉駅からバスで25分)	湧 水 (湧水量 70 m ³ /日)	経文の彫られた巨岩と地蔵三体を祭る法華堂があり、その中にある「タキ」と通称される湧水で地蔵盆行事などで親しまれている。
	ほんぐういすみ 本宮の泉	西伯郡淀江町本宮 (山陰線米子駅からバス(大山寺行き)で20分更に徒歩10分)	湧 水 (湧水量 15,000 m ³ /日)	水源一帯はめずらしい亜熱帯性のクノハフン等が群生しており、豊富な湧水は、生活用水、マジマス、アマゴの養殖に利用されている。
ふ れ あ い の 水 辺	たねかいかい 多鯰ヶ池	鳥取市覚寺 岩美郡福部村湯山 (山陰線鳥取駅からバスで20分)	湖 沼	鳥取砂丘に近く、ボート遊び、魚釣りなど観光客をはじめ、多くの人々に憩いの場として親しまれている伝説の池。
	せんたいかわ 千代川 (用瀬町水域)	八頭郡用瀬町 (因美線用瀬駅から徒歩で5分)	河 川	千代川の清流が岸辺を洗うこの水域は江戸時代から続いている流しびなの里として、町民の心の清流であり、釣り人、ドゥライバーの憩いの場となっている。
	さんのうだき 山王滝水域	八頭郡佐治村中 (山陰線鳥取駅からバスで60分) さらに徒歩で5分	河 川	山王滝を中心とした自然性豊かな美しい水辺には、キャンプ場、遊歩道などが整備され、特に夏、秋は多くの人々を訪れている。
	だいせんいかい 大山池	東伯郡関金町泰久寺 (山陰線倉吉駅からバスで40分) さらに徒歩で10分	湖 沼	静かな湖面に表大山と蒜山三山かうつる美しい景観は四季を通じ人々に親しまれ、特に夏はボート、カヌーを楽しむ人々にきわむ。

	おおのいけ池 大野池	西伯郡大山町飯戸 (山陰線大山口駅からバスで20分さらに徒歩で10分)	湖沼	湖岸は水際から広かりをみせて野原となって松林に連なり、山腹にいたかれた美しい湧水の池で四季を通じ訪れる人々が多い。
	うのいけ池 鶺鴒池	日野郡日野町下黒坂 (伯備線黒坂駅から4.2Km)	湖沼	標高400mの山頂にある周囲4Kmの美しい池で、公認のオリンピックリンクコースをはじめ、春の鶺鴒池マフソンなど人々のふれあいの場となっている。又、周辺は野鳥の天国である。
歴史の水	こりとりかわ 堀離取川	東伯郡三朝町三徳山 (山陰線倉吉駅からバスで30分)	河川	霊場三徳山の雨水を集めて流れる清流。昔、参拝者がこの水で身を清めて入山したと伝えられる「身清めの滝」がある。
	てんのうすい 天皇水	東伯郡赤碕町高岡 (山陰線赤碕駅からバスで15分)	湧水 (湧水量 500m ³ /日)	後醍醐天皇が隠岐島から京都に還御の途中、天皇の指差された岩を起したところ、泉が湧き出したと伝えられる。今も地域の生活用水として使用されている。
	あかまついけ池 赤松池	西伯郡人山町池ノ原 (山陰線大山口駅からバスで16分さらに徒歩で20分)	湖沼	古くから雨ごいや、幸福を成就する女神が住むと広く言い伝えられた伝説の池。
ふるさとの溪流	みたきけい溪 三滝溪	八頭郡河原町北村 (山陰線鳥取駅からバスで50分さらに徒歩7Km)	河川	(曳田川…千丈滝から下流3Km程度の間) 変化に富んだ滝の数々、絶壁と奇岩の間を流れる美しい溪流は、四季を通じて人々に親しまれている。
	あしすけい溪 芦津溪	八頭郡智頭町芦津 (因美線智頭駅からバスで20分さらに徒歩30分)	河川	(北股川…三滝を中心とした上、下流4Km程度) 芦津自然保護林の中を流れる水量豊富な溪流で、新緑から紅葉まで、キャンプ、釣りなど訪れる人々が多い。
	おしかけい溪 小鹿溪	東伯郡三朝町中津～神倉 (山陰線倉吉駅からバスで50分さらに徒歩30分)	河川	(小鹿川…中津ダムから神倉の間3Km程度) 昭和12年、文部省の「名勝地」に指定。深い緑色の水流に美しい景観が映え、心のやすらぎを覚える。
	せつかけい溪 石霞溪	日野郡日南町生山 (伯備線生山駅から徒歩で15分)	河川	(石見川…生山から上流3Km程度) 奇岩、怪岩の名所として古くから知られ、特に春のつつじ、秋のもみじの景観のすばらしい溪流である。

- (注) 暮らしの中の泉…昔から地域の人々の日常生活に深いかかわりを持ってきた湧水等で住民の保全管理によって大切にされ現在に引きつがれているもの。
- ふれあいの水辺…きれいな水や水辺を保つために努力されており、人々か水とふれ合い水に親しむことによって心に安らきを与える憩いの場としての水環境。
- 歴史の水ふるさとの溪流…本県の歴史や伝説にふさわしい故市来歴を有するもの。
- ふるさとの溪流…溪流の中でも特に自然美豊かで、後世に残しておきたい水域で併せて観光などの親水性のあるもの。

資料 29 鳥取市内各水準点沈下量の経年変化

水準点番号	029 119	009 209	(1)	029 118	1067	(3)	1068	(2)	(4)	029 116
所在地	田園町三丁目	松並町二丁目	寿町	西町五丁目	本町一丁目	行徳	新品治	吉方温泉一丁目	幸町	吉方温泉四丁目
昭和50～53年度の沈下量 (S 49.6～53.7)	15.40 (3.77)	8.04 (1.97)	8.29 (2.03)	7.21 (1.77)	6.76 (1.66)	5.39 (1.32)	3.44 (0.84)	3.35 (0.82)	1.81 (0.44)	1.41 (0.35)
昭和54年度の沈下量 (S 53.7～54.7)	3.66	2.37	1.64	1.29	1.00	0.78	0.49	0.67		
昭和55年度の沈下量 (S 54.7～55.7)	3.80	1.13	1.09	1.20	0.62	0.48	0.25	0.15		
昭和56年度の沈下量 (S 55.7～56.7)	2.61	1.43	1.28	1.26	0.89	0.81	0.51	0.31	{ S 53.7 ~ 56.7 } 0.51 (0.17)	{ S 53.7 ~ 56.7 } 0.68 (0.23)
昭和57年度の沈下量 (S 56.7～57.7)	2.25	0.55	0.96	0.49	0.46	0.22	0.94	0.14	+0.04	0.22
昭和58年度の沈下量 (S 57.7～58.7)	1.16	1.03	0.55	0.35	0.33	0.46	0.12	0.19	0.33	0.09
昭和59年度の沈下量 (S 58.7～59.7)	1.02	0.59	0.52	0.44	0.21	0.23	0.24	0.09	0.04	+0.02
昭和60年度の沈下量 (S 59.7～60.7)	0.67	0.37	0.43	0.23	0.35	0.18	0.07	0.10	+0.03	0.13
昭和61年度の沈下量 (S 60.7～61.7)	0.85	0.60	0.60	—	0.45	—	—	—	—	—
昭和62年度の沈下量 (S 61.7～62.7)	0.65	0.33	0.46	—	0.39	—	—	—	—	—
計 { S 49.6 ～ 62.7 の沈下量 }	32.07	16.44	15.82	{ S 49.6 ~ 60.7 } 12.47	11.46	{ S 49.6 ~ 60.7 } 8.55	{ S 49.6 ~ 60.7 } 6.06	{ S 49.6 ~ 60.7 } 5.00	{ S 49.6 ~ 60.7 } 2.62	{ S 49.6 ~ 60.7 } 2.51

(注) (1) 沈下量の()は1年間の沈下量に換算したもの。

(2) —は測量休止。

(3) 沈下量の+は隆起したもの。

(単位・cm)

1121	1066	(5)	053 133	「建」	029 117	(7)	(8)	009 210	(9)	(10)
立 川 町 四 丁 目	吉 成	富 安	今 町 二 丁 目	田 園 町 四 丁 目	庖 丁 人 町	秋 里	江 津	安 長	秋 里	秋 里
1.27 (0.31)	1.24 (0.30)	1.52 (0.37)	1.20 (0.29)	{S 53 設 置}						
			(亡失)	8 47	{S 54測 量開始}					
			{S 54 再 設}	5 38	0 42	{S 55 設 置}	{S 55 設 置}	{S 55測 量開始}	{S 55 設 置}	{S 55 設 置}
{S 53 7 ~56.7} 0.76 (0.25)	{S 53.7 ~56.7} 0.71 (0.24)	{S 53 7 ~56.7} 0.38 (0.13)	0.22	4 45	0 45	4 36	3 84	2.42	1 74	1 46
0 03	0 05	0.01	+0 13	2.73	0.26	2.90	2.57	1.62	0 70	0.77
+0 13	0 29	0 22	0 16	2 28	0.16	2 56	2 37	1 36	0 68	1 18
0.02	0 07	0.01	0 04	2 20	0 09	2 37	2 19	1.26	0 92	1 10
0 13	+0 06	+0 05	+0 12	1 37	0 14	1 94	1 67	0 92	0 31	0 55
—	—	—	—	1 52	—	1 77	1.75	1 16	0 63	0.79
—	—	—	—	1.18	—	1.30	1 24	0.80	0.37	0 51
{S 49 6 ~60.7} 2 08	{S 49 6 ~60.7} 2 30	{S 49 6 ~60.7} 2.09	{S 49 6 ~53.7} 1.20 {S 55 7 ~60.7} 0.17	{S 53 7 ~62.7} 29 58	{S 54.7 ~60.7} 1.52	{S 55 7 ~62.7} 17 20	{S 55 7 ~62.7} 15 63	{S 55 7 ~62.7} 9.54	{S 55 7 ~62.7} 5 35	{S 55 7 ~62.7} 6.36

1121, 1066, 053, 029, (7), (8), 009, (9), (10)
 S 53 7, S 53.7, S 53 7, S 49 6, S 53 7, S 54.7, S 55 7, S 55 7, S 55 7, S 55 7, S 55 7
 ~56.7, ~56.7, ~56.7, ~60.7, ~53.7, ~62.7, ~60.7, ~62.7, ~62.7, ~62.7, ~62.7
 0.76, 0.71, 0.38, 0.22, 4 45, 0 45, 4 36, 3 84, 2.42, 1 74, 1 46
 (0.25), (0.24), (0.13)
 2 08, 2 30, 2.09, 1.20, 29 58, 1.52, 17 20, 15 63, 9.54, 5 35, 6.36
 0.17

資料30 環境関係用語の解説

赤潮・アオコ（青粉）

水中にプランクトンが異常発生し、そのために水の色が赤みがかかった色（赤潮）や緑色（アオコ）に変る現象のこと。

悪臭物質

アンモニア、メチルメルカプタンその他の不快な臭いの原因となり 生活環境をそこなうおそれのある物質で、悪臭防止法施行令に定める8物質をいう。（アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン）

アメニティ（Amenity）

私達の生活環境を構成する自然や施設、歴史的、文化的伝統などが互いに他を活かし合うようにバランスがとれ、その中で生活する私達人間との間に真の調和が保たれている場合に生ずる好ましい感覚をいう

亜硫酸ガス（SO₂）

硫黄酸化物（SO_x）の中で二酸化硫黄のことをいい 石炭や石油を燃焼することにより発生する。色はなく 刺激臭の強い気体で呼吸器を刺激し、喘息の発生を促進したり 植物を枯らしたりすることがある。

暗騒音

ある場所で特定の音を測定する場合、対象とする音以外の音を暗騒音という

硫黄酸化物（SO_x）

刺激臭の強い腐蝕性のある有毒な硫黄ガスのことで、亜硫酸ガス（SO₂）のはかに無水硫酸（SO₃）等がある。大気汚染防止法施行令でばい煙中の硫黄酸化物の量が規制されている。

閾値（いきち）

生理学的用語で、人間の感覚器官が感知できる最小限度の刺激量のことで、閾濃度、限界濃度ともいう

一酸化炭素

炭素含有物が不完全燃焼したときに発生する無色、無臭のカスで、主な発生源は自動車排気ガスといわれる。体内に吸入されると、血液中のヘモグロビンと結びつき酸素の補給を妨げ貧血を起こしたり、中枢神経を麻痺させたりする。

上乘せ基準

はい煙又は排出水の排出の規制に関して、法で定めた一律の基準又は排出基準に代えて適用するものとして、都道府県知事か条例で定める、より厳しい基準をいう

SS(Suspended Solid)

水中の浮遊物質のことで、水の濁りの原因となる。空中の浮遊物質には粉じん、はい煙等の語を使う。

MPN(最確数 Most Probable Number)

大腸菌群の数を確率的に算出する方法、検水 100 ml 中の大腸菌群数で表す。

環境影響評価(環境アセスメント)

各種開発行為の実施に先立ち、それが大気、水質、生物等環境に及ぼす影響について予測、評価を行うことをいう。

環境管理計画

地方公共団体が大気、水質、自然環境などを将来にわたり守り 適切に利用していくため策定する計画である。

この計画には、望ましい地域環境のあり方、それを実現するための基本的な方策、その方策を具体化する手順などが示される。

環境基準

公害対策基本法は「環境基準とは、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」と定義している。環境基準は行政上の目標基準であり、工場等を規制する規制基準とは異なる。

クライテリア(Criteria)

クライテリアは、日本語で判定基準、判定条件又は判断基準と訳されるが 指標物質又は物性(群)の、人や水生生物に及ぼす影響に関し、必要な科学的知見の上に乗って、それら物質、物性に関する許容濃度値や閾値等をまとめたものをいう

健康項目

水質汚濁物質の中で人の健康の保護に関する項目として環境基準が定められている項目をいい 現在カドウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCBが定められている。

光化学オキシダント

自動車の排気ガスなどに含まれている窒素酸化物とガス状の炭化水素が太陽光線の紫外線のもとで化

学反応をおこし、光化学オキシダントを作る。このオキシダントはオゾンを主体とし、スモッグを形成し、目がいたい “せきこむ” 呼吸が苦しいなどの症状を引きおこす。

最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立て処分するに必要な場所及び施設 設備の総体をいう 産業廃棄物処分場には、安定型（廃プラスチック等） 管理型（汚でい等） シャ断型（有害物質を含む廃棄物）がある。

酸性雨

通常、雨のpH（水素イオン濃度）は、大気中の炭酸ガスにより5.6前後であり、これより低いpHの雨を酸性雨といい 工場や自動車から排出される硫黄酸化物や窒素酸化物などが原因といわれている。

COD（化学的酸素要求量 Chemical Oxygen Demand）

湖沼や海域の有機物による汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をいい 数値が高いほど汚れが大きいことを示している。

浄化槽

水洗し尿を沈でん分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいう。水洗し尿のみを処理する施設を単独浄化槽、水洗し尿及び生活雑排水（厨房排水、洗たく排水等）を一緒に処理する施設を合併浄化槽という

振動レベル

振動の加速度をデシヘル（dB）で表した加速度レベルに振動感覚補正を加えたもので、単位としては、マシヘル（dB）が用いられる。通常振動感覚補正回路をもつ公害用振動計により測定した値である。

水準点

土地の標高を表す標石で、水準測量の基準として用いられている。地盤の変動状況を測定するには、この水準点を用い 標高の変化を精密水準測量によって測り、変動を出す。

生活環境項目

水質汚濁物質の中で生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものとして環境基準に定められた項目をいい、現在 pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、油分等が定められている。

なお、水質汚濁防止法の排水基準にはこのほかに、窒素含有量、リン含有量、フェノール、銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム、フッ素が加えられている。

精密水準測量

最も精度の高い水準測量で、地盤沈下や地殻変動等の調査のために実施される。精密レベルと精密標

尺を用い、誤差ができるだけ消去されるように、又、最も小さくなるような測定方法かとられている。

騒音レベル

JISに規定される騒音計で測定して得られるホン、又はdB(デシベル)数であり、騒音の大きさを表すものである。一般には騒音計の聴感補正回路A特性で測定した値をホン、又はdB(A)で表す。騒音の規制基準等はすべて騒音レベルによる。

総量規制

一定の地域内の汚染(濁)物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にととめるため、工場等に対し汚染(濁)物質許容排出量を割りあてて、この量をもって規制する方法をいう。個々の発生源に対する従来の規制のみでは地域全体として、健全な生活環境を維持することが困難な場合に、その解決手段として総量規制の方式かとられている。

大腸菌群数

大腸菌群は、人間又は動物の排泄物による水の汚染指標として用いられている細菌である。大腸菌には温血動物の腸内に生存しているものと、草原や畑などの土中に生存しているものがあるか一括して大腸菌群として測定している。

WECPNL(うるささ指数 Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level)

航空機騒音のうるささを表す指数として用いられる。これは、1日の航空機騒音レベルの平均と時間帯ごとに重みづけされた飛行回数から算定され、航空機の総騒音量を評価する単位である。

窒素酸化物(NOx)

石油、ガス等燃料の燃焼に伴って発生し、大気中には主として一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)が存在し、主な発生源は工場、自動車等である。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく光化学スモッグの原因物質の一つである。

中間処理

廃棄物の最終処分に先だて行われる人為的な操作等をいい、廃棄物を安全かつ安定した状態に変化させる、又は廃棄物は減量化する目的で行なわれる。主な方法としては、焼却、中和、熔融、脱水、破碎、圧縮等がある。

DO(溶存酸素 Dissolved Oxygen)

水中に溶けこんでいる酸素の量のこと。

水の自浄作用や水中生物の生存には欠くことのできないもので、きれいな河川水中には普通1ℓ中に7~14mg程度あるが、有機物の流入量が多くなり、汚濁が進行すると減少する。

n-ヘキサン抽出物質（油分）

動植物油脂、脂肪酸、ワックス、グリース、石油系炭化水素など油分の総称である。海水や工場排水などを n-ヘキサンで抽出し、n-ヘキサン可溶性物質として定量して、 mg/l で表わす。

ばい塵

燃料その他の物の燃焼等により発生する硫黄酸化物、はいじん及び有害物質の総称である。ばいじんとはボイラーや電気炉等から発生する、すすや固体粒子をいい、有害物質とは物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドミウム、塩素、ふっ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康又は生活環境に有害な物質をいう。

火格子面積

ごみ層、火層に接して乾燥、燃焼等を行わせる火床部分を火格子（ロストル）といい、この水平投影面積を火格子面積という。炉の大きさを代表する寸法としてよく使われる。

BOD（生物化学的酸素要求量 Biochemical Oxygen Demand）

河川水等の有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物が微生物によって酸化分解される時に消費される酸素の量をいい、数値が高い程有機物の量が多く汚れが大きい。

PCB（ポリ塩化ビフェニール）

DDTやBHCと同じ有機塩素系化学物質で、不燃性で熱に強く、絶縁性にすぐれている。カネオ油症事件等 PCB 被害が問題となり、現在我が国では製造を中止され、使用も限定されている。

pH（水素イオン濃度）

溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、pH値が7のときは中性、これより数値の高い場合はアルカリ性、低い場合は酸性を示す。

ppm

ごく微量の物質の濃度や含有率を表わすのに使われ、%が100分の1をいうのに対し ppmは100万分の1を意味する。例えば、空気 $1m^3$ 中に $1cm^3$ の物質が含まれている場合、あるいは、水 $1kg$ 中に $1mg$ の物質が溶解しているような場合、この物質の濃度を1 ppmという。ppmより微量の濃度を表わす場合には ppb（10億分の1）も用いられる。

富栄養化

湖水中に栄養塩類（窒素、リン等）が少なく生物生産（プランクトンの増殖等）の少ない湖を貧栄養湖といい、栄養塩類が多く生物生産の多い湖を富栄養湖という。貧栄養湖から富栄養湖へと変化していく現象を富栄養化という。